

○岡山県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和 2 年 4 月 1 日
広域連合規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) 短時間勤務会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日という。以下同じ）とする。ただし、任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員について、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務を割り振るものとする。ただし、短時間勤務会計年度任用職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第 5 条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第 1 項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第 2 項の規定により勤務時間を割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することができる勤務日の期間等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(休憩時間)

第 6 条 条例第 6 条に規定する休憩時間は、午後 0 時から午後 1 時までとし、会計年度任用職員について準用する。

2 休憩時間は、正規の勤務時間以外の時間であって会計年度任用職員が自由に利用できるものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があると認める場合には、会計年度任用職員に対し、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という）以外の時間に勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 条例第9条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第9条 条例第10条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」という。）である第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることができる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を会計年度任用職員の任期の初日に付与するものとする。

(1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数。

(2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新より定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号の規定により取得した年次有給休暇があるときには、当該取得した日数分を控除した後の日数）

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任

用から継続勤務する会計年度任用職員 1 週間の勤務日の日数又は 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第 2 の継続勤務期間の初日の属する年度から、現年度までの年度数の区分ごとに定める日数

- 2 年次有給休暇の単位は、1 日、半日又は 1 時間を単位とすることができる。
- 3 半日を単位とする年次有給休暇は、1 日を通じ、第 4 条第 2 項の規定により割り振られた勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間 15 分以内の範囲とする。
- 4 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合において、他の時期にこれを与えることができる。
- 5 1 時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間（ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない短時間勤務会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。））をもって 1 日とする。
- 6 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は 20 日を限度として、翌年度（年度の途中に年次有給休暇が付与されたもの者にあつては、翌々年度において付与された月の前日まで）に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第 13 条 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、医師の証明等に基づき、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には無給の休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員（任用期間が 6 月以上のもの又は 6 月以上継続勤務しているもの（週以外の期間によって勤務日数が定められているもので 1 年間の勤務日数が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、別表第 3 に定める日数の範囲において、医師の証明等に基づき勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前項の場合を除く。）には無給の休暇を与えるものとする。

（特別休暇）

第 14 条 会計年度任用職員に別表第 4 の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給休暇を与えるものとする。

- 2 別表第 4 の特別休暇の期間の欄中、特に定めるものを除くほか、時間数、日数、週数、月数及び年数中には、休憩時間、週休日、休日及び代休日を含むものとする。
- 3 別表第 4 の第 10 号、第 15 号、第 17 号及び第 18 号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、特定休暇に残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 4 1 日を単位とする特定休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 第 12 条第 5 項の規定は、1 時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第15条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務が121日以上であるものであって、当該申出において、条例第16条第1項の規定による指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は無給の休暇とする。

（介護時間）

第16条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間に勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第17条 特別休暇（別表第4の第8号を除く。）の承認及び休暇の手続きについては、常勤職員の例による。

（補則）

第18条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月28日広域連合規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 12 条関係）

1 週間の勤務日の日数		5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
任期	6 月を超え 1 年以下	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	5 月を超え 6 月以下	7 日	5 日	4 日	2 日	1 日
	4 月を超え 5 月以下	5 日	3 日	2 日	1 日	1 日
	3 月を超え 4 月以下	3 日	2 日	1 日	1 日	0 日
	2 月を超え 1 月以下	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日
	1 月を超え 2 月以下	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

別表第 2（第 12 条関係）

1 週間の勤務日の日数		5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
継続勤務期間 の初日の属す る年度から現 年度までの年 度数	1 年度	11 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年度	12 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年度	14 日	10 日	8 日	5 日	2 日
	4 年度	16 日	12 日	9 日	6 日	3 日
	5 年度	18 日	13 日	10 日	6 日	3 日
	6 年度以上	20 日	15 日	11 日	7 日	3 日

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

別表 3（第 13 条関係）

1 週間の勤務日の日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

別表第 4（第 14 条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により交通遮断又は隔離され、出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	必要と認める期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
(6) 忌引	付表に定める期間内において必要と認める日又は時間

(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する5日（週休日、休日及び代休日を除く。）以内で必要と認める期間
(8) 女性の会計年度任用職員が出産する場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）及び出産した日の翌日から8週間。
(9) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月末）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(10) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において2日
(11) 生理日において勤務することが著しく困難である女性の会計年度任用職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
(12) 会計年度任用職員が次に掲げる子を育てる場合 ア 生後満1歳に達しない子 イ 満1歳から満3歳に達するまでの子	ア 1日につき2回以内かつ1回につき60分を超えない範囲内でその都度必要と認める時間 イ 1日につき2回以内かつ1回につき30分を超えない範囲内でその都度必要と認める時間
(13) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて4日の範囲内の期間
(14) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若	必要と認める期間

しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(15) 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年において5日の範囲内の期間
(16) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(17) 中学校第3学年修了前までの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日(中学校第3学年修了前までの子2人以上を養育する職員にあっては、10日とする。)の範囲内の期間
(18) 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)を介護する会計年度任用職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日(要介護者2人以上を介護する職員にあっては、10日とする。)の範囲内の期間
(19) 父母、配偶者及び子の法要等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
(20) 会計年度任用職員が不妊症又は不育症のための治療を必要とする場合	1年において5日の範囲内の期間
(21) 前各号に掲げる場合のほか、広域連合長が特別休暇とすることを適当と認める場合	必要と認める期間

備考

8号関係

出産には、妊娠満12週以後の早産を含み、生産、死産を問わない。

12号関係

育児時間は、休憩時間外に与えるものとする。この号において子とは、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者を含む。

男性職員への適用については、次の規定による。

ア この号の規定による特別休暇の承認を受けようとする時間において配偶者が当該生児を養育することができる者を除く。

イ 配偶者が利用している育児時間（当該配偶者が労働基準法第67条の規定の適用を受ける者にあつては同条の規定により利用している育児時間を、同条の規定の適用を受けない者にあつては当該育児時間に相当する時間をいう。）を次の各号に掲げる子の区分に応じ当該各号に定める時間から減じた時間を限度とする。

(1) 生後満1歳に達しない子 120分

(2) 満1歳から満2歳に達するまでの子 60分

15号関係

社会に貢献する活動とは次の活動をいう。

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて広域連合長が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

17号関係

この号において子には、「備考12号関係」に掲げるものを含む。

18号関係

要介護者の介護とは、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他必要な世話を含むものとする。

19号関係

父母の法要等は、神道にあつては年祭、仏教にあつては回忌等に祭事、法事等を行う日を指すものとする。

別表第 4 の付表

忌引日数表

死亡した者		忌引日数
配偶者		10 日
血 族	1 親等の直系尊属(父母)	10 日
	同卑属(子)	7 日
	2 親等の直系尊属(祖父母)	3 日
	同卑属(孫)	3 日
	2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	3 日
	3 親等の傍系尊属(伯叔父母)	2 日
姻 族	1 親等の直系尊属	5 日
	同卑属	2 日
	2 親等の直系尊属	2 日
	2 親等の傍系者	2 日
	3 親等の傍系尊属	2 日

備考

- 1 父母は、養父母を含み、子は、民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者を含む。
- 2 職員と生計を一にする姻族は血族に準ずる。
- 3 代襲相続の場合において祭具等を承継する者は、1 親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 4 葬儀のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合は、その往復に要した日数の加算を認めることができる。
- 5 忌引は、職員の申請に基づき任命権者が承認した日から始まるものとする。ただし、忌引の期間中には、葬祭の日が含まれるように申請しなければならない。